

# 社会福祉法人 広島博愛会 定款

## 第一章 総則

### (目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- イ 特別養護老人ホームの経営
- ロ 軽費老人ホームの経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- イ 老人デイサービスセンターの経営
- ロ 老人短期入所事業の経営

### (名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人広島博愛会という。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めるものとする。

- 二 この法人は、地域社会に貢献する取組として地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を広島市佐伯区五日市町大字下河内五九一番地の一に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第五条 この法人に、評議員七名以上九名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 二 評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員一名、外部委員一名の合計三名で構成する。
- 三 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 四 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 五 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し外部委員の一名以上が出席し、かつ、外部委員の一名以上が賛成する事を要する。

### (評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることがあってはならない。

### (評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 二 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度一人あたりの総額二万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給に基準に従って算定した額を報酬として支給する事が出来る。

### 第三章 評議員会

(評議員会の構成)

第一〇条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三カ月以内に一回開催するほか、三月及び必要がある場合に開催する。

二 評議員会の運営はこの定款による他、別に定めるところによる。

(招集)

- 第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 二 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 二 前項の規定にかかわらず、次の事項及び別に定めるところによる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 三 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 四 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 二 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第四章 役員及び職員

(役員の数)

- 第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名以上八名以内
- (2) 監事 二名
- 二 理事のうち一名を理事長とする。
- 三 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 二 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (役員資格)

第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- 二 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

#### (理事の職務及び権限)

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 二 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 三 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に四カ月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及び別に定めるところにより、

監査報告を作成する。

- 二 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

- 第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 二 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 三 理事又は監事は、第十六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

- 第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬規程の支給の基準に従った額を報酬として支給する事が出来る。

#### (責任免除)

- 第二四条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第二五条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百三十一条第二号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第二六条 この法人に、職員を置く。

- 二 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員は、理事会において、選任及び解任する。
- 三 施設の長の他の重要な職員以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第二七条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二八条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二九条 理事会は、理事長が招集する。

- 二 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三〇条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 二 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第三一条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 二 当該理事会に出席した理事長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三二条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 二 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 三 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 四 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三三条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、広島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資

をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三四条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 二 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三五条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 二 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三六条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 二 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 三 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の

閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三七条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三八条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三九条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

## 第八章 解散

(解散)

第四〇条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四一条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

### (定款の変更)

第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島市長の認可（社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

二 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島市長に届け出なければならない。

## 第十章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人広島博愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（平成13年8月10日設立）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	高 橋 義 之
理 事	谷 本 早 苗
〃	久 保 博
〃	佐々木 文 治
〃	宮 田 幸 男
〃	竹 本 明 範
監 事	堀 田 正 昭
〃	高 橋 栄 一

附 則（平成16年2月26日広島市長認可）

この定款の変更は、広島市長の変更認可の日から施行する。

附 則（平成21年4月9日広島市長届出）

この定款の変更は、平成21年1月28日から施行する。

附 則（平成22年 6月 8日広島市長認可）

この定款の変更は、広島市長の変更許可の日から施行する。

附 則（平成28年 9月16日広島市長届出）

この定款の変更は、平成28年9月3日から施行する。

附 則（平成29年 2月 7日広島市長認可）

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年 2月27日広島市長認可）

この定款の変更は、広島市長の変更許可の日から施行する。

別表

基本財産

土地

所在	番地	地積
広島市佐伯区五日市町大字下河内字大谷	10195番4	78 m <sup>2</sup>
“	字大谷丙10195番	9.91 m <sup>2</sup>
“	字横田591番6	163 m <sup>2</sup>
“	字大谷10195番5	15 m <sup>2</sup>
“	字横田591番8	9.92 m <sup>2</sup>
“	字大谷10194番3	0.29 m <sup>2</sup>
“	字大谷10195番2	53 m <sup>2</sup>
“	字大谷10188番1	8.38 m <sup>2</sup>
“	字横田582番1	64 m <sup>2</sup>
“	字横田591番3	145 m <sup>2</sup>
“	字横田589番3	20 m <sup>2</sup>
“	字横田591番7	16 m <sup>2</sup>
“	字横田592番1	89 m <sup>2</sup>
“	字横田乙592番	52 m <sup>2</sup>
“	字大谷10195番1	454 m <sup>2</sup>
“	字横田591番1	25 m <sup>2</sup>
“	字横田丙591番	49 m <sup>2</sup>
“	字横田丁591番	119 m <sup>2</sup>
“	字横田593番4	724 m <sup>2</sup>
“	字横田591番2	319 m <sup>2</sup>
“	字横田592番2	125 m <sup>2</sup>
“	字大谷10188番5	568 m <sup>2</sup>
“	字大谷10190番5	340 m <sup>2</sup>
“	字大谷10190番7	448 m <sup>2</sup>
“	字大谷10190番9	113 m <sup>2</sup>
“	字大谷10190番10	511 m <sup>2</sup>
“	字大谷10190番11	70 m <sup>2</sup>
“	字大谷10192番1	400 m <sup>2</sup>
“	字大谷10192番11	447 m <sup>2</sup>
“	字横田582番3	166 m <sup>2</sup>
“	字横田587番1	914 m <sup>2</sup>
“	字横田587番3	6.93 m <sup>2</sup>
“	字横田589番1	97 m <sup>2</sup>
“	字横田589番9	203 m <sup>2</sup>
“	字横田589番13	7.54 m <sup>2</sup>
“	字横田589番18	6.89 m <sup>2</sup>
“	字横田591番10	4.95 m <sup>2</sup>

広島市佐伯区五日市町大字下河内字横田 5 9 3 番 1	3 5 5	m <sup>2</sup>
“ 字横田 5 9 3 番 3	2 1	m <sup>2</sup>
“ 字横田乙 5 9 3 番	6 . 6 1	m <sup>2</sup>

計 7, 2 2 4 . 4 2 m<sup>2</sup>

## 建 物

広島県広島市佐伯区五日市町大字下河内字横田 5 9 1 番地 1、5 8 2 番地 1、5 8 2 番地 3、5 8 7 番地 1、5 8 7 番地 3、5 8 9 番地 1、5 8 9 番地 9、5 8 9 番地 1 8、5 9 1 番地 2、5 9 1 番地 3、5 9 1 番地 6、5 9 1 番地 7、5 9 2 番地 1、5 9 2 番地 2、乙 5 9 2 番地、5 9 3 番地 4

広島県広島市佐伯区五日市町大字下河内字大谷 1 0 1 8 8 番地 1、1 0 1 8 8 番地 5、1 0 1 9 2 番地 1、1 0 1 9 2 番地 1 1、1 0 1 9 5 番地 1、丙 1 0 1 9 5 番地所在

鉄筋コンクリート造スレート葺 6 階建

特別養護老人ホーム五日市あかり園・

軽費老人ホーム（ケアハウス）五日市グリーンヒルホーム ホーム舎（延床面積7,067.90平方メートル）

## 資金収支計算書

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	
事業活動による収支	収	介護保険事業収入	302,086,165	302,085,547	618
		老人福祉事業収入	100,396,385	100,396,384	1
		受取利息配当金収入	124,835	125,355	△520
		その他の収入	563,334	563,318	16
		事業活動収入計(1)	403,170,719	403,170,604	115
	支	人件費支出	240,159,302	240,159,298	4
		事業費支出	85,641,788	85,641,037	751
		事務費支出	43,295,696	43,295,104	592
		利用者負担軽減額	386,315	386,315	0
		事業活動支出計(2)	369,483,101	369,481,754	1,347
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	33,687,618	33,688,850	△1,232	
施設整備等による収支	収	固定資産売却収入	150,000	150,000	0
		施設整備等収入計(4)	150,000	150,000	0
	支	固定資産取得支出	22,745,014	22,745,014	0
		固定資産除却・廃棄支出	16,500	16,500	0
		施設整備等支出計(5)	22,761,514	22,761,514	0
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△22,611,514	△22,611,514	0	
その他の活動による収支	収	積立資産取崩収入	283,205,863	283,205,863	0
		拠点区分間繰入金収入	6,249,600	6,249,600	0
	入	その他の活動による収入	654,045	654,045	0
		その他の活動による収入計(7)	290,109,508	290,109,508	0
	支	投資有価証券取得支出	9,675,700	9,675,700	0
		積立資産支出	309,165,936	309,165,936	0
		拠点区分間繰入金支出	6,249,600	6,249,600	0
		その他の活動支出計(8)	325,091,236	325,091,236	0
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△34,981,728	△34,981,728	0
		予備費支出(10)	0	—	0
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△23,905,624	△23,904,392	△1,232	
	前期末支払資金残高(12)	273,660,017	291,283,452	△17,623,435	
	当期末支払資金残高(11)+(12)	249,754,393	267,379,060	△17,624,667	

### 事業活動計算書

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益	302,085,547	297,906,657	4,178,890
	老人福祉事業収益	93,564,256	86,156,385	7,407,871
	サービス活動収益計(1)	395,649,803	384,063,042	11,586,761
	費用			
	人件費	240,495,130	227,911,784	12,583,346
	事業費	79,768,982	68,457,333	11,311,649
	事務費	43,295,104	41,480,593	1,814,511
	利用者負担軽減額	386,315	254,810	131,505
	減価償却費	28,340,552	26,798,434	1,542,118
国庫補助金等特別積立金取崩額	△12,139,808	△12,208,451	68,643	
サービス活動費用計(2)	380,146,275	352,694,503	27,451,772	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	15,503,528	31,368,539	△15,865,011	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	125,090	18,667	106,423
	その他のサービス活動外収益	563,318	2,630,820	△2,067,502
	サービス活動外収益計(4)	688,408	2,649,487	△1,961,079
	費用			
サービス活動外費用計(5)	0	0	0	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	688,408	2,649,487	△1,961,079	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	16,191,936	34,018,026	△17,826,090	
特別増減の部	収益			
	拠点区分間繰入金収益	6,249,600	3,803,000	2,446,600
	特別収益計(8)	6,249,600	3,803,000	2,446,600
	費用			
	固定資産売却損・処分損	16,511	1	16,510
拠点区分間繰入金費用	6,249,600	3,803,000	2,446,600	
特別費用計(9)	6,266,111	3,803,001	2,463,110	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△16,511	△1	△16,510	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	16,175,425	34,018,025	△17,842,600	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	134,208,238	100,190,213	34,018,025
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	150,383,663	134,208,238	16,175,425
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	153,814,265	0	153,814,265
	その他の積立金積立額(16)	178,814,265	0	178,814,265
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	125,383,663	134,208,238	△8,824,575

## 貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	297,631,867	311,222,852	△13,590,985	流動負債	45,235,752	34,636,625	10,599,127
現金預金	247,362,853	259,952,870	△12,590,017	事業未払金	29,920,198	19,936,753	9,983,445
事業未収金	49,225,079	50,288,324	△1,063,245	預り金	332,609	2,647	329,962
未収金	150,000	0	150,000	賞与引当金	14,982,945	14,697,225	285,720
貯蔵品	32,960	20,216	12,744	固定負債	35,992,237	34,982,052	1,010,185
立替金	191,398	153,291	38,107	退職給付金	4,748,328	4,698,216	50,112
前払金	15,532	23,298	△7,766	長期預り金	31,243,909	30,283,836	960,073
前払費用	654,045	784,853	△130,808	負債の部合計	81,227,969	69,618,677	11,609,312
固定資産	1,387,713,736	1,358,477,822	29,235,914	純資産の部			
基本財産	1,008,451,824	1,027,194,358	△18,742,534	基本金	1,050,598,170	1,050,598,170	0
土地	548,509,152	548,509,152	0	基本金	1,050,598,170	1,050,598,170	0
建物	459,942,672	478,685,206	△18,742,534	国庫補助金等 特別積立金	202,666,039	214,805,847	△12,139,808
その他の 固定資産	379,261,912	331,283,464	47,978,448	国庫補助金等 特別積立 金の その他 の 積立 金	202,666,039	214,805,847	△12,139,808
構築物	9,635,243	10,274,316	△639,073	人件費積立金	14,800,000	14,800,000	0
車両運搬具	7	7	0	施設整備等積立金	210,669,742	31,855,477	178,814,265
器具及び備品	26,779,868	13,387,181	13,392,687	建設積立金	0	153,814,265	△153,814,265
権利	406,200	406,200	0	次期繰越活動 増減差額	125,383,663	134,208,238	△8,824,575
ソフトウェア	598,135	204,764	393,371	次期繰越活動 増減差額 (うち当期活動 増減差額)	125,383,663	134,208,238	△8,824,575
投資有価証券	9,722,614	47,179	9,675,435		16,175,425	34,018,025	△17,842,600
長期預り金 積立資産	31,243,909	30,283,836	960,073				
措置施設繰越 積立資産	0	46,655,477	△46,655,477				
人件費積立資産	14,800,000	0	14,800,000				
施設整備等積立資産	210,669,742	0	210,669,742				
その他の積立資産	0	229,210,459	△229,210,459				
管理費積立資産	75,396,194	0	75,396,194				
長期前払費用	0	654,045	△654,045				
その他の固定資産	10,000	160,000	△150,000				
出資金	10,000	10,000	0	純資産の部合計	1,604,117,614	1,600,081,997	4,035,617
長期預け金	0	150,000	△150,000	負債及び 純資産の部合計	1,685,345,603	1,669,700,674	15,644,929
資産の部合計	1,685,345,603	1,669,700,674	15,644,929				

## 財 産 目 録

令和 7年 3月31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
小口現金	もみじBK五日市北支店	—	運転資金として	—	—	386,912
普通預金	もみじBK五日市北支店	—	運転資金として	—	—	245,666,053
"	広島BK五日市中央支店	—	運転資金として	—	—	1,257,497
"	西京銀行広島支店	—	運転資金として	—	—	28,492
"	大和ネクスト銀行	—	運転資金として	—	—	868
自動振替口座	ゆうちよBK安芸五日市	—	運転資金として	—	—	23,031
			小計			247,362,853
事業未収金	広島県国保連合会他	—	2・3月分介護報酬収入他として	—	—	49,225,079
未収金	各拠点区分間繰入金	—	帰国費用長期預け金 返金	—	—	150,000
貯蔵品	㈱ハートメディアカルケア	—	非常時災害備蓄用	—	—	32,960
立替金	利用者	—	日用品等突発立替分	—	—	191,398
前払金	㈱FREEDIVE	—	R7.4月分W-11使用料	—	—	15,532
前払費用	三井住友海上火災保険㈱	—	火災保険料 令和7年度 1年分	—	—	654,045
			流動資産合計			297,631,867
<b>2 固定資産</b>						
(1) 基本財産						
土地						
	(五日市あり園拠点) 五日市町大字下河内字大谷 195-4他36筆 他筆	—	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム施設他に使用している	—	—	338,995,469
	(五日市あり園拠点) 五日市町大字下河内字大谷 195-4他36筆 他筆	—	第2種社会福祉事業である、通所介護施設に使用している	—	—	50,938,938
	(五日市グリーンホーム拠点) 五日市町大字下河内字大谷 195-4他36筆 他筆	—	第1種社会福祉事業である、軽費老人ホーム施設に使用している	—	—	160,574,745
			小計			548,509,152
建物						
特別養護老人ホーム園舎	鉄筋コンクリート造歴根3階建	2002年度	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホームのために使用している	648,855,286	421,677,318	227,177,968
デイサービス園舎	鉄筋コンクリート造歴根平屋建	2002年度	第2種社会福祉事業である通所介護事業のために使用している	70,901,864	45,653,258	25,248,606
ケアハウス園舎	鉄筋コンクリート造歴根6階建	2002年度	第1種社会福祉事業である軽費老人ホームのために使用している	569,520,876	362,004,778	207,516,098
			小計			459,942,672
			基本財産合計			1,008,451,824
(2) その他の固定資産						
構築物						
車庫運搬用具	ハイエース 他7台	—	【償却資産】(控除対象)	42,545,195	32,909,952	9,635,243
器具及び備品	電動ベッド パラウトカリスト他	—	利用者・入居者 送迎用途	10,952,953	10,952,946	7
権利	電話加入権	—	利用者介護用品・生活用品 他	119,317,872	92,538,004	26,779,868
ソフトウェア	ウィンケア他	—	各事業に係る権利	406,200	—	406,200
投資有価証券	公社債の利息	—	介護保険事業のための保険請求ソフト	1,003,699	405,564	598,135
	日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社	2024年度	建設積立のため	46,914	—	46,914
			建設積立のため	9,675,700	—	9,675,700
			小計			9,722,614
長期預り金積立資産	長期預り金積立	—	経費老人ホーム入居者からの入居時一時金を定期預金に積み立てている	—	—	31,243,909
人件費積立資産	施設整備等積立資産	—	将来における人件費のために普通預金に積み立てている	—	—	14,800,000
建設積立資産	もみじBK五日市北支店	—	将来における建物改修工事のために定期預金に積み立てている	—	—	148,814,265
建設積立資産	西京BK広島支店	—	将来における建物改修工事のために定期預金に積み立てている	—	—	5,000,000
建設積立資産	大和証券㈱	2024年度	将来における建物改修工事のために定期預金に積み立てている	—	—	25,000,000
施設設備等	もみじBK五日市北支店	—	将来における施設整備のために普通預金に積み立てている	—	—	31,855,477
			小計			210,669,742
管理費積立資産	もみじBK五日市北支店	—	将来における施設整備のために定期預金に積み立てている	—	—	75,396,194
			その他の固定資産			
			小計			
出資金	協同組合メディアバンクエデュケーション	2022年度		—	—	10,000
			その他の固定資産合計			379,261,912
			固定資産合計			1,387,713,736
			資産合計			1,685,345,603
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金						
	㈱サンキ 他41社他	—		—	—	29,692,899
	広島労働局	—		—	—	227,299
			小計			29,920,198
預り金	利用者 口座振替手数料他	—		—	—	332,609
賞与引当金	R6年6月賞与引当金繰入	—		—	—	14,982,945
			流動負債合計			45,235,752
<b>2 固定負債</b>						
退職給付引当金	独立行政法人福祉医療機構	—		—	—	4,748,328
長期預り金	ケアハウス入居時一時	—		—	—	31,243,909
			固定負債合計			35,992,237
			負債合計			81,227,989
			差引純資産			1,604,117,614

# 財 産 目 録

令和 7年 3月31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
小口現金	もみじBK五日市北支店	—	運転資金として	—	—	386,912
普通預金	もみじBK五日市北支店	—	運転資金として	—	—	245,666,053
"	広島BK五日市中央支店	—	運転資金として	—	—	1,257,497
"	西京銀行広島支店	—	運転資金として	—	—	28,492
"	大和ネクスト銀行	—	運転資金として	—	—	868
自動振替口座	ゆうちょBK安芸五日市	—	運転資金として	—	—	23,031
			小計			247,362,853
事業未収金	広島県国保連合会他	—	2・3月分介護報酬収入他として	—	—	49,225,079
未収金						
各拠点区分間繰入金	協組)メディアバンク・エデュケーション	—	帰国費用長期預け金 返金	—	—	150,000
貯蔵品	株式会社メディアケア	—	非常時災害備蓄用	—	—	32,960
立替金	利用者	—	日用品等実立替分	—	—	191,398
前払金	株式会社FREEDIVE	—	R7.4月分RFID使用料	—	—	15,532
前払費用	三井住友海上火災保険㈱	—	火災保険料 令和7年度 1年分	—	—	654,045
			流動資産合計			297,631,867
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
土地	(五日市あかり園拠点)五日市町大字下河内字大谷195-4他36筆 他筆	—	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム施設他に使用している	—	—	336,995,469
	(五日市あかり園拠点)五日市町大字下河内字大谷195-4他36筆 他筆	—	第2種社会福祉事業である、通所介護施設他に使用している	—	—	50,938,938
	(五日市がらりと林-1拠点)五日市町大字下河内字大谷195-4他36筆 他筆	—	第1種社会福祉事業である、軽費老人ホーム施設他に使用している	—	—	160,574,745
			小計			548,509,152
建物						
特別養護老人ホーム園舎	鉄筋コンクリート造屋根3階建	2002年度	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホームのために使用している	648,855,286	421,677,318	227,177,968
デイサービス園舎	鉄筋コンクリート造屋根平屋建	2002年度	第2種社会福祉事業である通所介護事業のために使用している	70,901,864	45,653,258	25,248,606
ケアハウス園舎	鉄筋コンクリート造屋根6階建	2002年度	第1種社会福祉事業である軽費老人ホームのために使用している	569,520,876	362,004,778	207,516,098
			小計			459,942,672
			基本財産合計			1,008,451,824
<b>(2) その他の固定資産</b>						
構築物			[償却資産][控除対象]	42,545,195	32,909,952	9,635,243
車輛運搬具	ハイエース 他7台	—	利用者・入居者 送迎用途	10,952,953	10,952,946	7
器具及び備品	電動ベッド バラウツカリスト他	—	利用者介護用品・生活用品 他	119,317,872	92,538,004	26,779,868
権利	電話加入権	—	各事業に係る権利	406,200	—	406,200
ソフトウェア	ウィンケア他	—	介護保険事業のための保険請求ソフト	1,003,699	405,564	598,135
投資有価証券	公社債の利息	—	建設積立のため	46,914	—	46,914
	日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社	2024年度	建設積立のため	9,675,700	—	9,675,700
			小計			9,722,614
長期預り金積立資産						
長期預り金積立	もみじBK五日市北支店	—	軽費老人ホーム入居者からの入居時一時金を定期預金に積み立てている	—	—	31,243,909
人件費積立資産						
施設整備等積立資産						
建設積立資産	もみじBK五日市北支店	—	将来における建物改修工事のために定期預金に積み立てている	—	—	14,800,000
建設積立資産	西京BK広島支店	—	将来における建物改修工事のために定期預金に積み立てている	—	—	148,814,265
建設積立資産	大和証券㈱	2024年度	将来における建物改修工事のために定期預金に積み立てている	—	—	5,000,000
施設設備等	もみじBK五日市北支店	—	将来における施設整備のために普通預金に積み立てている	—	—	25,000,000
			小計			31,855,477
管理費積立資産	もみじBK五日市北支店	—	将来における施設整備のために定期預金に積み立てている	—	—	210,669,742
その他の固定資産						75,396,194
			小計			
出資金	協同組合メディアバンクエデュケーション	2022年度		—	—	10,000
			その他の固定資産合計			379,261,812
			固定資産合計			1,387,713,736
			資産合計			1,685,345,603
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	㈱サンキ 他41社他	—		—	—	29,692,899
	広島労働局	—		—	—	227,299
			小計			29,920,198
預り金	利用者 口座振替手数料他	—		—	—	332,609
賞与引当金	R6年6月賞与引当金繰入	—		—	—	14,982,945
			流動負債合計			45,235,752
<b>2 固定負債</b>						
退職給付引当金	独立行政法人福祉医療機構	—		—	—	4,748,328
長期預り金	ケアハウス入居時一時	—		—	—	31,243,909
			固定負債合計			35,992,237
			負債合計			81,227,989
			差引純資産			1,604,117,614

# 社会福祉法人 広島博愛会

## 【令和6年度事業報告】

### 【法人本部】

令和6年度の社会福祉法人は、急速に変化する社会環境の中で多くの現状課題に直面している。高齢化社会の進展や多様化する福祉ニーズに対応する一方で、経営基盤の脆弱化、営利法人の参入拡大、デジタル化の遅れ等、多岐にわたる問題が山積している。

### 経営基盤の脆弱化と財政的な課題

社会福祉法人の経営状況は全国的に悪化傾向である。公的補助金の削減や報酬改定、物価上昇によるコスト増加が重なり、多くの法人が収益減少に直面している。特に介護報酬の引き下げや行政からの支援減少は、収支の悪化を加速させている。又、広島博愛会の様な小規模法人の存続危機も深刻である。人材不足に伴うサービス提供の困難、資金不足による設備更新の遅れなどが重なり、事業継続が困難な法人が増加している。この為、法人の統合や事業再編が進む一方で、地域福祉の継続性に懸念が生じている。

現在、全国の社会福祉法人において物価高騰や人件費増加が経営を圧迫している。特に特別養護老人ホームでは、約61%の施設で水道光熱費(約63%増)、給食費(約59%増)の負担増が深刻化している。さらに、光熱費・食材費・介護用品・外部委託費など、多岐にわたるコストが5~20%台で上昇しており、収益と経費のバランスが大きく崩れている。その影響により、サービス提供差額率・人件費率は上昇を続け、ユニット型・従来型を問わず黒字率は低下、赤字施設が増加している。入所待機者数の減少や入所利用率の低下も重なり、収益構造の厳しさが一層顕在化している。また、業界全体では倒産・休廃業も急増している。令和6年度の老人福祉・介護事業における倒産は172件、休廃業は612件となり、合計784件と過去最多を更新した。令和6年度は介護・医療・障害福祉の同時報酬改定が実施され、処遇改善加算の一本化等により平均0.98%の増収となったものの、人件費・物価の上昇圧力がこれを大きく上回り、多くの法人で赤字基調が続いている。このような中、経営状況は「勝ち組」と「負け組」へ二極化が進んでおり、収益増施設16.3%、収益減施設13.1%、活動差額増19.5%、減22.1%と、競争激化・自然淘汰の影響が鮮明になりつつある。今後、施設間の経営格差はさらに拡大することが懸念される。

### 営利法人の参入拡大と公益性について

近年、介護・福祉分野において営利法人の参入が急速に拡大している。少子高齢化の進行に伴い、介護ニーズの多様化やサービス需要の拡大が進む中で、民間資本の活用による施

設整備の迅速化や、効率的な経営手法の導入は一定の成果を上げている。特に、経営効率の向上、収益管理、サービス提供の確保といった面では、営利法人ならではの強みが発揮されている事例も多く見受けられる。しかしながら、営利法人の参入拡大は、福祉サービスの根幹をなす「公益性」との両立という観点で、様々な課題を顕在化させつつある。営利追求が過度に優先されることで、コスト削減の名の下にサービスの質が低下する懸念が生じ、人員配置の不備、介護職員への過重な負担、さらに利用者負担の増大といった問題も指摘されている。特に、高齢者の支援を要する層に対しては、安定的かつ質の高いサービス提供が困難になる場合、その社会的影響は大きい。一方、社会福祉法人は公益性を基盤に運営され、地域福祉の中核的担い手として長年にわたり信頼と実績を積み重ねてきた。地域との密接な連携、困難ケースへの柔軟な対応、収益を公益目的に再投資する制度設計など、営利法人には見られない特性を有しており、地域住民にとって重要な役割を果たしている。しかし、営利法人の市場参入が拡大するなか、社会福祉法人も競争環境の激化に直面しており、経営の安定化や効率化を進めつつ、いかに公益性を堅持・発展させていくかが課題となってくる。

#### 技能実習生制度の見直しと新たな制度の導入

これまでの技能実習制度は「人材育成による国際貢献」を目的として運用されてきたが、実態としては労働力不足の補填手段としての性格が強まっていた。その結果、実習生の権利保護や就労環境、制度の透明性などに課題が指摘され、制度の見直しが進められてきた。現在、政府は新たに「育成就労制度」への移行を検討・準備している。この新制度では、単なる技能実習にとどまらず、労働者としての安定的な就労やキャリア形成の支援、より柔軟な転職の容認、労働者保護の強化などが盛り込まれる予定である。これにより、外国人労働者の長期的な就業と定着を促進しつつ、受け入れ側もより安定した人材確保が可能となることが期待されている。介護・福祉分野においても、慢性的な人材不足への対応策の一つとして、外国人労働者の安定的な受け入れが重要となっている。新制度の運用にあたっては、職場環境の整備、適切な日本語教育、文化的配慮、生活支援体制の強化が不可欠であり、受け入れ側法人にも一層の準備と責任ある対応が求められていく。

#### 人材確保と処遇改善の課題

介護職員をはじめとする福祉人材の確保は年々困難さを増しており、慢性的な人手不足はサービス提供の質の低下にも直結している。特に地方や過疎地域では、若年層の都市部流出により、職員確保は一層厳しさを増しており、地域福祉の安定的な継続が危ぶまれている。又、離職率の高さも深刻な課題である。低賃金、長時間労働、肉体的・精神的に負

担の大きい業務内容などが背景にあり、これが職員の離職を助長している。経験豊富な職員の流出は、サービスの質低下のみならず、新人職員への教育負担の増大や経営への悪影響ももたらしており、負の循環が生じている。

処遇改善については、国や自治体による各種施策が講じられており、一定の前進も見られるが、その効果はなお限定的である。給与水準の引き上げや勤務環境の改善が進められてはいるものの、福祉現場の厳しい実態を踏まえれば、依然として十分とは言い難く、より抜本的で実効性のある処遇改善策が強く求められる。

### デジタル化の遅れと課題

ICT の導入状況は法人間で大きな差がある。大規模法人ではシステム導入が進んでいる一方で、小規模法人や地方法人ではインフラ整備が遅れ、業務効率化や情報共有の面で遅れが目立つ。特に初期投資資金の不足、高齢職員の IT アレルギー等も普及の妨げとなっている。単なる ICT 化にとどまらず、サービスの質向上や経営効率化を実現するための全体的な業務の改革が求められており、これに成功した法人は競争力を維持しているが、多くの法人は対応が遅れているのが現状である。

### 南海トラフ巨大地震と福祉施設の危機管理

令和 6 年度初めて南海トラフ地震臨時情報が発令された。南海トラフ巨大地震は、今後 30 年以内に 70～80%の確率で発生すると予測されており、その被害は広範囲かつ甚大なものになると想定されている。特に深刻なのが、要介護高齢者が暮らす福祉施設における対応力の限界である。災害発生時、避難行動が困難な入所者への支援には、事前の周到的準備と人員体制が不可欠だ。

福祉施設の事業継続計画の策定と実行は急務である。建物の耐震補強、非常用電源や備蓄の確保、地域との連携訓練は、事業の信頼性を左右する重要な要素だ。社会インフラとしての福祉施設の安定運営は、社会的責任や地域経済にも直結している。

### 法人の運営状況

令和 6 年度は、新型コロナウイルスに関する医療提供体制も大きな転換期を迎えた。従来は、行政の関与を前提とし、入院措置を原則とした一部の医療機関による特別対応が求められていたが、今後はより多くの医療機関が、自律的かつ通常に対応を担う体制へと移行している。これに伴い、福祉施設においても、自主的な判断と現場主導による感染対策の重要性が一層重要になった。

広島博愛会の各施設においては、令和 6 年度も引き続き、職員および利用者にとって新型コロナ

ナウイルスの感染が断続的に発生し、施設の運営と経営の両面に大きな影響を与えた。職員が感染した場合には長期間の療養が必要となり、シフト調整や勤怠管理に多大な負担が生じた。また、利用者が感染した際には、感染拡大を防ぐために他の利用者の一時的な受け入れ停止を余儀なくされ、前年度に続き、年間を通じた実稼働率の低下を招く要因となった。

又、物価の高騰やエネルギーコストの上昇、先行き不透明な経済状況を背景に、支出面において大きな課題に直面した。当法人では、こうした状況を踏まえ、職員全体の協力のもと、不要不急の経費削減と運営効率の向上に努めてきた。

加えて、令和6年度の介護報酬改定において、経過的に認められてきた「小規模介護老人福祉施設(小規模特養)」の算定要件が見直され、離島や過疎地域以外に所在する施設で、他の特養と併設されている場合、小規模特養としての基本報酬を算定できなくなった。これにより、該当する五日市あかり園では、令和7年度以降、年間約1,200万円の減収が見込まれている。

経過措置として1年間の猶予は設けられているものの、令和7年度以降の財務負担は重く、当法人ではその影響を最小限に抑えるため、令和7年度以降に必要とされる物品や消耗品の一部を令和6年度中に前倒しで調達した。今後も中長期的な視点で財務健全性を保ちつつ、質の高いサービス提供を継続するための戦略的経営を進めていく。

令和6年度の介護報酬改定による減収が見込まれる中、経過措置期間を活用して事業の再構築を進めた。広島市の「高齢者施策推進プラン」に基づき、既存ショートステイ5床を特養へ転換する増床計画を提出。対象地の一部が土砂災害警戒区域に該当したため、当初は認可困難との見解もあったが、入居スペースが範囲外である点を論議し、市との継続協議の末、正式に認可を得た。

これにより、令和7年4月より「五日市あかり園」は30床から35床に増床され、ショートステイ事業は同年3月末で終了する。ただし、空床ショート対応は継続し、地域福祉機能は維持される。長期入居型への転換により、稼働率の安定化と介護度上昇に伴う単価増が期待され当初1,200万円の減収は600万円程度に圧縮される見込みだったが、食材料費や米価高騰により、収支改善は限定的となる可能性が高い。

次の戦略としては、既存ユニット型特養20床を30床以上に転換すべく、行政と協議を継続中である。広島市内の整備枠や分散型共同生活室の可否など、認可のハードルは高いが、小規模特養時と同等の収益性を確保できる形を目指している。

事業を継続し、地域に必要とされ続けるためには、制度や環境の変化に柔軟に対応するだけでなく、時には前例にとらわれず、新たな方法に挑戦する姿勢が不可欠である。当法人は、これからも従来のかたちにとどまらない発想と行動力をもって、持続可能な運営と福祉

の質の両立を目指していく。

令和6年度の法人全体収支においては、収入面では加算取得などの要因により、前年度比で増収となった。しかし、支出面では複数の要因により大幅な上昇が見られた。まず、人件費については、介護職員処遇改善加算Ⅰを算定したことにより、職員への処遇改善として支給額を増額。加えて、事業費・事務費については物価高騰の影響を強く受けた。さらに、令和7年度以降に予想される減収に備え、次年度以降に必要な日用品や消耗品を計画的に前倒しで購入したことも、支出増の一因となった。

その結果、サービス活動収支差額率は5%に低下（前年度は9%）。依然として黒字は確保しているが、収支構造は厳しさを増している。

① 物価高騰が続く中、法人として光熱費の抑制も重要な経営課題と位置づけ、令和6年度も具体的な対策を講じた。運用面では、空調の使用時間や温度設定の見直しを行い、職員に対しても節電に関する意識啓発を実施。利用者の快適性を損なわないよう、冬季はホットパック、夏季はアイスノン等を併用することで、身体的影響を最小限に抑えつつ空調使用量の削減を図った。また、オムツやパッドの容量・交換サイクルの再検討も行い、衛生やケアの質を維持しながら、間接的な光熱費低減にも寄与している。

② 令和6年度の介護報酬改定を受け、介護職員等処遇改善加算Ⅰを新たに算定した。これにより、職員の給与支給額が増加し、物価高騰が続く中での生活支援および働きがいの向上に寄与したものと評価している。一方で、経費削減の観点から全体的な人員体制のスリム化を進めており、限られた人員で効率的に業務を遂行している。その結果、職員一人あたりの業務負担は従来よりも高まっているが、処遇改善による報酬アップが心理的な支えとなり、一定のモチベーション向上につながっている様子が見受けられる。

③ 令和4年度以降、当法人では人員構成の見直しを進め、日本人職員の新規採用を控える一方、既存の人材を最大限に活用する体制づくりを推進してきた。具体的には、業務スケジュールやシフトパターンの再設計、休日や時間外勤務によるローテーション対応、介護事務の簡素化など、介護現場と綿密な打ち合わせを重ねながら、少数での運営を実現している。日本人職員については長期雇用に伴う昇給などコスト上昇の課題があるため、新規採用は外国人職員を中心に実施しており、現在は技能実習および特定技能を含め6名の外国人が在籍している。令和6年度末には、一期生の技能実習生が3年の実習期間を終え一部が帰国予定だが、戦力として十二分に機能しており、その費用対効果は高い。さらに、次年度以降も新たに技能実習生を受け入れる計画であり、日本人介護職の人材確保がますます困難になる中、長期的な外国人雇用戦略が法人の持続的成長に直結すると考える。

④ 職員の離職防止を長年の重要課題として捉え、継続的な取り組みを実施している。

令和6年度においても、職員一人ひとりと面談を行い、給与面での合意形成を図ったうえで、希望や適正に応じた他法人施設への異動を実施することで、円滑な人件費調整を行った。強制的な削減ではなく、個別対応を通じて人材流出を防ぎつつコストを抑える運営を継続している。又、単に人員数を削減するだけでは介護サービスの質や業務遂行に支障を来すため、業務の棚卸しと再整理を行い、必要な戦力については外国人職員の採用により補完した。外国人労働者は在留期間が3～5年と限られるものの、制度的に昇給幅が抑えられるため、中長期的な人件費の上昇リスクを軽減できる点でも有効である。

⑤ 令和6年度も、前年度に引き続きオンライン講座による職員研修を継続実施した。職員数の減少に伴い、長時間にわたる外部研修への参加は業務上の支障が大きく、現実的ではない。こうした状況下において、短時間かつ柔軟な受講が可能なオンライン研修は有効な手段であり、1講座あたり5分程度の内容をパソコンやスマートフォンで受講できる体制は、現場の実情に合致している。全職員がこのスタイルに慣れ、業務の合間や休憩時間など空き時間を活用して自発的に学ぶ習慣が定着してきた。自己啓発の一環としても位置付けられ、職員の知識向上や意識改革に一定の成果を上げている。また、外国人職員向けに独自の受講プログラムを導入し、語学や文化的背景を踏まえた内容での研修を可能としたことも、人材育成の質を高める施策となった。

⑥ 実習生の受入体制を継続した。5類になったとはいえ学校側も実習期間には感染症対策を施し学生の健康管理を行っている。施設側も外部からの感染持ち込み防止にシビアに対応し実習を受けた。

⑦ 令和6年度においては、広島市内の同業者による認知症介護研修への協力や、施設内外での人材育成、さらに地域における認知症ケアの質の向上に積極的に貢献した。当法人には、認知症介護指導者の資格を有する職員が在籍しており、専門的な知識と経験を活かして他施設職員への指導や研修講師を務めている。認知症介護に関する長期間の研修は、実施にあたり業務調整や時間確保などの点で事業所側の負担も小さくない。しかしながら、専門性を有する人材が施設内に存在することは、法人全体のケアの質向上につながるだけでなく、対外的にも大きな信頼の構築要素となる。令和6年度は感染症対策が落ち着いたことを受け、従来の集合研修形式を再開、感染対策に配慮したうえで安全に実施された。

⑧ 法人全体での令和6年度中の退職者は正職員2名、非常勤2名であった。

技能実習生3名が任期を終え母国に帰国した。

⑨ 令和6年度の感染症については、インフルエンザの発生は1名、ノロウイルス5名、コロナウイルスについては特養及びケアハウスでそれぞれ発生し職員の陽性者は年間

延べ人数 12 名、入居者及び利用者については年間延べ人数 15 名で合計 27 名が感染した。

⑩ 法人内各施設について家族や外部機関からの苦情申立や、利用者及び職員の業務中の大きな事故は特になかった。

⑪ 職員とご家族の日頃の人間関係が良好な事もあり、利用者からの利用料の回収不能金等の未収金は今年度も 0 件であった。

⑫ あかり園地域交流スペース内で行っていた百歳体操を令和 6 年度からコロナ禍前と同様に行った。

⑬ 南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に備え、当法人は高齢者、保育、障害分野といった種別を超えた横断的な連携を推進している。広島県社会福祉協議会の主導により、県内全域の社会福祉法人が災害時協定を締結しており、広島市内では区単位での協力体制が構築されている。佐伯区においては、当法人が高齢者福祉施設のとりまとめを担い、他種別法人と定期的な情報交換・連携体制を整えている。

⑭ 公益社団法人広島市老人福祉施設連盟に当施設も加入しているが連盟の役員や部会活動もしており、公益性、非営利性の部分において他社会福祉法人と協同で社会地域における福祉の発展、充実に微力ながら貢献出来た。

#### 【特別養護老人ホーム 五日市あかり園】

令和 6 年度の介護報酬改定により、特別養護老人ホーム五日市あかり園は小規模特養の対象外とされ、従来型特養への転換を余儀なくされることとなった。令和 6 年度は経過措置により報酬単価の変更はないが、令和 7 年度以降は基本報酬が 1 人 1 日あたり平均マイナス 100 単位となり、年間で 1,200 万円程度の減収が見込まれる。この厳しい見通しの中、広島市が公表した「高齢者施策推進プラン（令和 6～8 年度）」に基づき、60 床の新設・増床公募が実施された。当法人は、併設する五日市あかり園ショートステイ（5 床）の特養転換を申請し、広島市との協議を経て受理された。これにより、令和 6 年 3 月末をもってショートステイは事業廃止、令和 7 年 4 月からは特養が 30 床から 35 床へと増床される。過去 5 年間の稼働率と平均介護度に基づき試算したところ、当初想定されていた 1,200 万円の減収幅は、約 650 万円程度まで圧縮される見込みである。とはいえ、物価高騰の影響を受けた支出増を考慮すれば、令和 6 年度以降の運営環境は依然として厳しい。

令和 6 年度においても前年度比 3% の増収であったが支出面においては人件費が介護職員等処遇改善加算の影響で 4.9%、物価高騰の影響もあるが令和 7 年度の収支状況を鑑み次年度以降の物品・日用品等を前倒しで購入した為事業費 18%、事務費 5.2%とな

り共に前年度より大幅に経費が増加している

- ① 小規模特養の稼働状況については利用率 97.1%で前年度比増少、実利用率 92.2%となり前年度比 0.2%の減少となった。
- ② ユニット型特養についても、利用率 97.4%で前年度比増少、実利用率 90.8%となり実利用率が前年度より 1.7%の減少となった。
- ③ 単独ショートステイについては、稼働率は 1.9%減少し年間稼働率が 60.7%であった。
- ④ 大学及び専門学校からも実習生の受け入れを積極的に行った。コロナ禍前に実施していた現場実習形式で受入れた。5類になったとはいえ学校側も実習期間には感染症対策を施し学生の健康管理も行いながら実習を受けた。実習期間中に体調を崩し実習が中止になった学生もいたが、ほぼ予定通り実施出来た。
- ⑤ 感染症については、インフルエンザの発生は 1 名、ノロウイルス 5 名、コロナウイルスについて職員の陽性者は年間 11 名、入居者については 14 名が感染した。
- ⑥ 当施設で認知症高齢者の増加を背景に、質の高いケアの提供を目指し、専門性のある人材育成と職員全体の意識向上に注力している。特に、認知症介護指導者研修を修了した職員を中心に、広島市や老人福祉施設連盟が主催する外部研修において講師を務めるとともに、施設内でも継続的な研修会を実施した。日々の業務に追われる職員にとって、改めて「利用者の思い」に立ち返る機会は貴重であり、実際の研修を通じてケアの視点に変化が生まれている。現場では、理論に基づいた認知症ケアの実践に努め、単なる介護作業にとどまらず、利用者の尊厳を重視した対応を行っている。今後も、認知症ケアを中核に据えた人材育成と実践の両輪を継続的に強化し、変化する高齢者ニーズに柔軟かつ的確に対応できる施設運営を推進していく方針である。
- ⑦ 高齢者福祉施設における虐待防止は、最も重要な取り組みの一つであり、当施設では令和 6 年度も継続して職員向けの勉強会を定期的で開催した。虐待に関する正確な知識と意識の共有を通じて、日常業務における気づきと早期対応の感度を高めることを目的としている。また、行政からの要請により、虐待事例に関わる高齢者の一時保護受け入れも実施した。この過程で、カンファレンスを通じて被害者・加害者・第三者の関係性を多角的に捉え、調整や対応を行ったことは、職員にとって実践的な学びとなった。実際の保護対応を通じて、職員一人ひとりが「支援と保護の両立」に対する理解を深める貴重な機会ともなった。当施設においては、これまでに虐待の発生は確認されていないが、全国的には高齢者虐待の件数は年々増加しており、他人事ではないという危機感をもって取り組んでいく。

## 【軽費老人ホーム（ケアハウス）五日市グリーンヒルホーム】

令和6年度より広島市補助金単価が国の定める上限まで引き上げられた。これにより、対象事業における収入は前年度比で約7%の増加となり、一定の財政的効果を得ることができた。しかしながら、支出面では依然として厳しい状況が続いている。介護職員等処遇改善加算の適用に伴い、人件費は前年比8.4%の増加となった。また、エネルギー価格や物資価格の高騰により、事業費は9%、事務費も3%と、それぞれ前年度を上回る支出となった。これにより、補助金の増収効果は一定程度相殺され、全体としては収支の改善には至らなかった。今後も安定的に運営していくには、制度改定の機会を活用した収入確保の一方で、業務効率の改善やエネルギー消費の最適化といった支出面での継続的な工夫が求められる。引き続き、現場と経営の双方からの視点でバランスの取れた運営を推進していく方針である。

令和6年度において、当施設では職員1名、入居者1名の新型コロナウイルス感染が確認された。感染者数自体は限定的であったが、風邪症状や体調不良による感染疑いのケースが多く、通年を通じて感染対応に追われた。元来、介護職員の配置基準が最小限であるなか、感染症対応には介護職以外の職員も動員し、施設全体で対応する体制を敷いた。

感染拡大を防ぎつつも、感染者が施設内で発生しない限り入居者の行動制限は行わず、可能な限り自由な生活を尊重した。しかし、入居者の中には感染リスクを懸念し自発的に外出を控える方も多く、身体機能の衰えへの懸念が高まった。そのため、予防策として、レクリエーション活動や季節行事を積極的に開催。入居者同士の交流や家族との連絡を通じて、心理的ケアと社会的つながりの維持にも注力した。

南海トラフ地震をはじめとする自然災害の発生が懸念される中、入居者および職員の安全確保を最優先課題と位置づけ、年間を通じて計画的に災害訓練を実施してきた。訓練は利用者一人ひとりが避難経路や避難場所を理解し、自らの意思で行動できるよう支援することを目的に、繰り返し実施されている。訓練内容についても多様な状況を想定し、夜間を想定した避難訓練や、地震発生後の対応を含むシミュレーション訓練など、実践的な内容を重視。その都度、避難の流れや役割分担を見直し、課題の抽出と改善を重ねることで、より実効性の高い避難体制の構築に努めた。非常時においても冷静かつ迅速な避難行動がとれる環境整備が進みつつある。今後も引き続き、安全性を最優先とした災害対策の強化とマニュアルの整備・更新を継続し、入居者の生命と施設機能の保全に努めていく。

### 【あかり園デイサービス】

令和 6 年度、デイサービスにおいてはサービス提供時間内に新型コロナウイルス感染者の発生は確認されなかったものの、家庭や他機関での感染による影響を受け、通年で利用中止・休止が相次いだ。また、要介護度の高い利用者が急激な心身の変化により在宅生活の継続が困難となり、入居施設へ移行するケースも多く見られた。こうした高要介護者の利用中止は、稼働率への影響が大きく、結果として前年度比で減収となった。

支出面では、人件費抑制のため、少人数体制での運営を継続するとともに、業務のスリム化（事務作業・記録物の簡素化）を図り、光熱費や消耗品の見直しも引き続き実施した。これらの対策により、収支差額は 272 万円を確保。黒字は維持したものの、前年度の 18%から今期は 8%まで減率し、収益性は大きく低下した。

物価高騰の影響は継続的かつ累積的に施設経営に負荷を与えており、まさに“ボディブロー”のように経営体力を削りつつある。今後も利用者のニーズに対応しつつ、柔軟な人員配置と運営効率の最大化によって、安定した経営を維持していく必要がある。

### 【あかり園居宅介護支援事業所】

令和 6 年度においても、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた一年であった。特に契約利用者においては、ご家族の感染等によるサービス停止が断続的に発生し、業務運営に一定の支障を来す場面もあったが、利用者およびご家族への不利益を最小限に抑える対応を継続した。こうした影響を背景に、登録者数は減少傾向となり、収入面では前年度比で減収となった。一方、支出面では法人全体のバランスを踏まえた対応を行った。居宅介護支援部門については、処遇改善加算の対象外である一方で、他施設部門における加算取得によって職員給与が増額されている現状を受け、法人全体の人事バランスを考慮し、居宅職員の給与についても法人負担により増額対応を実施した。

これにより、当該部門の収支差額は今期もマイナスで着地したが、職員の確保と定着を図るうえでの必要な戦略的投資であると位置づけている。来期以降も職員体制の見直しや育成強化に伴い、一定のコスト増が見込まれるが、中長期的な視点から経営の安定と人材基盤の強化に繋げていく所存である。